

# 地方公共団体情報システム機構による民間企業等へのサービス提供に関する規程

平成26年4月1日地情機規程第10号

## (通則)

第1条 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)の民間企業等へのサービス提供は、他の規程において定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程において「民間企業等」とは次に掲げる法人をいう。

- (1) 株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社
- (2) 独立行政法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人
- (4) その他理事長が認める法人又は任意団体

## (対象)

第3条 機構は、民間企業等に対して第5条に規定する利用約款に定めるサービスを提供することができる。

## (サービス利用料)

第4条 機構が民間企業等に対して提供するサービスの利用料の額は、別表に掲げるものとする。

## (利用約款)

第5条 機構による民間企業等へのサービスの提供及び民間企業等による当該サービス利用については、別に定める利用約款によるものとする。

## (補則)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に理事長が定めるところによる。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 別表(第4条関係)

プラン	サービス利用料(消費税及び地方消費税を含む。)
プランA	15万円
プランB	30万円
プランC	45万円
プランD	60万円
プランE	75万円